

# 令和元年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第 2 回 会 議 会 議 録

◇ 日 時 令和元年度 9 月 3 0 日（月） 13：00～15：00

◇ 会 場 7 0 1 会議室

◇ 出席委員

委員長 砂田洋志

委 員 尾形律子、小関健太郎、田中達彦、中鉢美佳、樋口恵佳、山上絵美  
（欠席：水戸吉一）

助言者 小口裕之

〈五十音順、敬称略〉

## 1 開 会

（事務局）

ただ今より、「令和元年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の第2回会議を開催いたします。

## 2 議 事

（砂田洋志委員長）

議事(1)ですが、第1回会議における委員からの質問で、積み残しとなっていたものにつきまして、事務局より説明をお願いします。

◇第1回会議における委員からの質問への回答について

資料1に基づき説明

（行政改革課長）

第1回会議において委員から御質問、御意見をいただきました二点について説明申し上げます。

まず一点目です。「山形県行財政改革推進プランの目標指標に係る進捗状況」につきまして、「平成30年度末実績値をパーセントで表記している指標について、分母・分子の実数を表記した方が規模感をイメージしやすい」との御意見をいただきました。

そこで、備考欄を設け、パーセントで表記している25項目について算出に用いた分母・分子の実数を記載いたしました。

例えば、備考欄記載の最初の項目、2(1)「県民のボランティア活動参加率」について、30年度末実績の欄、これは調査が行われていないため平成28年度の基準値と同じものになりますが、32.2%としております。平成28年度の県政アンケート調査におい

て、標本数 2,812 のうち、「この 1 年間にボランティア活動に参加したことがある」との回答数 907 が、分母・分子の数です。

また、一番下の項目、3(3)「指定管理者制度導入施設のサービス提供、管理運営状況の検証における A 評価の割合」について、30 年度末実績の欄は平成 29 年度の数値として 42.5%としております。これは、指定管理者制度を導入した施設 167 施設のうち県営住宅 76 施設などを指定管理者が同一の場合ひとつとして数えますと 53 施設となります。「サービス向上」と「地域活性化・雇用の確保」の 2 項目を対象としておりますので項目数の合計としては 53 施設×2 項目で 106 となり、このうち 45 が A 評価として仕様書に定める水準を上回るなど優れた対応がなされていると評価されているということです。

次に二点目です。4 ページの表の枠外に記載しておりますが、平成 30 年度のテレワーク、在宅勤務の実績について御質問をいただきました。確認しましたところ、35 名で延べ 56 日の利用でした。説明は以上です。

**(砂田洋志委員長)**

ただいまの説明について御意見や御質問があれば御発言をお願いいたします。

**(田中達彦委員)**

平成 30 年度のテレワークの実績 35 名は、分母となる職員数は何人ですか。

**(行政改革課長)**

正確な数字を持っておりませんので、後日、お答えいたします。

**(小関健太郎委員)**

3 ページの持続可能な財政基盤の確立の歳出の見直しの、光熱水使用量等の削減の部分で、単位が kWh や kl となっておりますが、歳出の項目に掲載されているものであれば単位は円とするべきではないでしょうか。

**(行政改革課長)**

光熱水費の金額の単価には変動があり、削減目標としては量の方が適していることから、金額よりも使用量を目標指標としております。なお、金額で示せるかどうか、あるいはどのように示すことが適当なのかについては検討させていただきます。

**(砂田洋志委員長)**

確かに単価が変わらなければ、量でも同じですからね。

それでは、議事(2)の「事務事業評価(事業レベルの P D C A)」に進みます。前回同様、各部局の事業の内部評価について、外部の目線でチェックするという観点から御発言いただきたいと思いますので、委員の皆様はよろしくお願いいたします。

## ◇低年齢児受入加速化事業費について

### 資料 2-1 及び 2-2 に基づき説明

#### (子育て推進部次長)

「低年齢児受入加速化事業」について、御説明いたします。

最初に「事業概要」を説明します。本事業は三つの事業で構成されています。一つ目「届出保育施設の認可化移行促進事業」は、令和 2 年度末までに認可化移行を計画し、国の助成制度を活用して施設整備を行う場合について、県が対象経費の 12 分の 1 の上乗せ補助を行い、事業者の負担割合を軽減するものです。二つ目「認可施設等の低年齢児受入れ枠拡大事業」は、低年齢児の受入拡大を伴う認可施設や認定こども園の、国庫補助による整備について、県が対象経費の 24 分の 1 の上乗せ補助を行い、事業者の負担割合を軽減するものです。三つ目は「企業主導型保育施設の整備促進事業」で、企業主導型保育施設を運営する企業に対し、開設後 6 月以内で定員が 2 名以上満たない場合に、運営費として 1 月当たり 10 万円を補助するものです。

次に「内部評価内容」ですが、事業評価にあたっては、主要な事業である「届出保育施設の認可化移行促進事業」及び「認可施設等の低年齢児受入れ枠拡大事業」について活動指標、成果指標を設定し、評価しております。

事業開始年度である平成 30 年度では、活動指標の助成施設数を 5 施設と設定いたしましたが、これを上回る 7 施設で事業が行われました。また、成果指標については、待機児童数ゼロを目標として設定しておりましたが、残念ながら平成 31 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 45 名となりました。受入枠の拡大は見込みどおり行われましたが、これらの施策を上回る勢いで保育需要が増大したものと考えております。

「事業目標の妥当性・達成度」について、女性の就業意識の高まりや雇用情勢の改善などを背景として、特に 0～2 歳の低年齢児の保育需要が高まっていることから、受入枠の拡大は優先して取り組むべき事業と考えております。したがって県民や社会のニーズを的確に反映しているか、明確な成果目標の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか、目標水準は妥当かについて、いずれも評価を「A」としております。しかし、保育を利用する家庭の増加により、待機児童が発生してしまったことから、期待する成果が得られたかについては評価を「B」としております。

整備された施設が十分に活用されているかについては、いずれの施設についても児童が入所していることを確認しておりますので、評価を「A」としております。

次に「事業内容の妥当性」については、年度途中で待機児童が発生した、又は保育需要が増大している市町村の施設に対するものであり、対象も国の補助事業に対する嵩上げ補助であることから、必要なものに限定して行われております。そのため、いずれの項目においても妥当であることから、評価を「A」としております。

次に「役割分担の妥当性」については、待機児童解消のために市町村が実施する国の施設整備補助に嵩上げするものであるため、県が実施することが妥当であり、評価を「A」としております。

最後に「今後の課題・改善点等」については、低年齢児の保育利用申込みは増加しており、平成 31 年 4 月 1 日現在においても、待機児童が発生していることから、引き続

き、低年齢児の受入枠を拡大するために施設整備等に対する補助を行っていく必要があると考えております。

**(砂田洋志委員長)**

ただいまの説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

**(樋口恵佳委員)**

「期待する成果が得られたか」の項目につきまして、評価が「B」となっております。目標を概ね達成する見込みであるとか、概ね期待通りの成果の場合に「B」とすべきであり、待機児童がまだいるのに評価が「B」というのは甘いのではないのでしょうか。

もう一点、企業主導型保育施設の整備促進の補助実績がゼロ件ということでしたが、企業主導型保育施設についても目標設定を行うように改めたらよいのではないのでしょうか。

**(子育て推進部次長)**

「期待する成果が得られたか」について、評価「B」というのは甘いのではないのかとの御意見をいただきましたが、待機児童が出たか出ないかだけで評価を行うと、評価は達成したか達成しなかったかの二者択一となってしまいます。平成31年4月1日時点の待機児童数45人は、前年度より改善していることから、評価を「B」としております。

企業主導型保育施設の整備についても目標設定を行ったらよいのではないかということですが、当該事業に対しては、国から企業に直接補助金が交付される仕組みとなっており、県が事前に計画を把握することが困難であることから、目標として設定を行うのは難しいと考えます。

企業主導型保育施設の整備促進の補助実績がゼロ件だったことについては、予算編成時においては立ち上げ期の運営を支援するため運営費の補助を予算化しましたが、国が設備費だけでなく運営費も補助することから、運営費について二重に補助するのは望ましくないという国の指導が県予算成立後にあり、平成30年度は当該補助事業を行わなかったためです。今年度については、国と補助対象が重ならないように調整を行い、企業主導型保育施設の初度物品と申請のための書類作成経費を補助対象とする事業に改めたところです。

**(田中達彦委員)**

待機児童はどの市町村で発生したのか、また、助成した7施設の効果があつたのかお聞きしたい。

**(子育て推進部次長)**

待機児童45名は、山形市で39名、山辺町で5名、米沢市で1名発生したものです。米沢市の1名については看護が必要な児童であり、看護師の確保が困難であったという

特殊事情がありました。山辺町については、平成 30 年度施設の整備を行い児童 45 名分の定員を拡充しましたが、それ以上に保育需要が高まり、特に低年齢児の定員が不足して待機児童が発生したものです。山形市については、213 名分の定員を拡充する施設の整備等を行ったものの、保育士の確保ができず待機児童が発生してしまいました。

**(砂田洋志委員長)**

保育施設の整備促進とともに保育人材の確保も連動させて、取り組んでいただきたいと思います。

次に、健康福祉部の「バリアフリー加速化プロジェクト事業費」及び「介護離職ゼロ対策事業費」について、説明をお願いします。

**◇バリアフリー加速化プロジェクト事業費について**

**資料 3-1 及び 3-2 に基づき説明**

**(健康福祉部次長)**

「バリアフリー加速化プロジェクト事業費」について、御説明いたします。

はじめに「事業概要」ですが、本事業は三つの事業で構成されております。まず一つの「バリアフリー化推進事業費補助金」は、不特定多数の方が利用する観光施設やスポーツ・文化施設等について、トイレのバリアフリー化に係る経費の 3 分の 1 を助成するものです。二つ目の「障がい者への配慮等促進事業」は、外見からは援助や配慮を必要とすることが分かりにくい方が、周囲に自分が配慮等を必要としていることを知らせたり、理解や支援を求めたりするためのツールとして「ヘルプマーク」を導入し、その周知・浸透を図るものです。三つ目の「バリアフリー情報サイト新設事業」は、県内の主な施設のバリアフリーの情報を提供・発信するためのサイトを新たに開設するものです。

次に「活動指標及び活動実績」ですが、施設のバリアフリー化に係る「補助実施施設数」につきましては、当初見込みを 9 か所と設定いたしましたが、それを上回る 21 か所で整備が図られたところです。

一方、「ヘルプマーク配付数」につきましては、当初見込みを 15,000 部と設定していましたが、援助や配慮を必要とする方がマークをつけることに抵抗を感じる等の理由から、実績は 5,644 部の配付にとどまっております。

次に「成果指標及び成果実績」ですが、「市町村が所有するスポーツ・文化施設等のトイレにおけるバリアフリー化の整備率」につきましては、目標を 61.0%と設定いたしましたが、実績は目標を上回り 61.4%となっております。

また、バリアフリー情報の「新設サイトアクセス件数」につきましては、サイトの完成が年度末となったため、件数を算出することができませんでした。

次に「事業所管部局による評価・検証」について御説明いたします。

「事業目標の妥当性・達成度」ですが、本事業は、援助や配慮を必要とする方も出かけやすい県づくりを加速させるため、県内におけるバリアフリー化をハード・ソフト・

情報発信の面から推進するものであることから、「社会のニーズを的確に反映しているか」、「優先度の高い事業となっているか」については評価を「A」としております。

「目標水準は妥当か」、「期待する成果が得られたか」、「成果物は十分に活用されているか」につきましては、先程もご説明いたしましたとおり、トイレのバリアフリー化への支援については整備率が目標を上回った一方、バリアフリー情報サイトの完成が年度末となり、アクセス件数を算出することができなかったことから、評価を「B」としております。

なお、本格的に運用をスタートした本年4月以降、毎月約700件にのぼるアクセスを順調に記録しており、今年度につきましては、年間目標の7,200件を上回るものと見込んでおります。

次に「事業内容の妥当性」ですが、「活動実績」については、トイレのバリアフリー化への支援は補助実績が見込みを上回った一方、ヘルプマークの配付数は実績が見込みを下回ったため、評価を「B」としております。それ以外の項目につきましては、事業の目的に沿って適切に執行しているところであり、評価を「A」としております。

最後に「今後の課題・改善点等」ですが、課題となっておりますヘルプマークの配付につきましては、まだまだ県民の皆様に御理解いただく必要があると考えておりますので、今年度は、公共交通機関や多目的トイレにおけるステッカーの掲示や、パートナーシップ企業と連携した周知広報に努め、外見からは援助や配慮を必要とすることが分かりにくい方に安心してヘルプマークを利用していただける環境整備を進めているところです。

#### ◇介護離職ゼロ対策事業費について

##### 資料4-1及び4-2に基づき説明

##### (健康福祉部次長)

「介護離職ゼロ推進事業費」について、御説明いたします。

はじめに「事業概要」ですが、本事業は二つの事業で構成されております。一つ目の「介護離職ゼロ啓発事業」は、介護休業制度の整備・利用に向けた啓発を図るため、企業経営者向けの介護と仕事の両立支援セミナーや、企業従業員向けの介護サービス利用に関する企業内研修を実施するものです。二つ目の「介護と仕事両立応援モデル事業」は、介護離職の防止を図るため、介護休業取得者の代替職員として、新たに職員を雇用したり派遣労働者を受け入れたりした場合に、その人件費の2分の1を助成するものです。

次に「活動指標及び活動実績」ですが、従業員向けの「企業内研修実施数」につきましては、当初見込みを12件と設定いたしましたが、実績は13件と見込みを上回り、約250名の方々から研修を受講していただいたところです。

一方、「介護対応代替職員確保支援補助金交付決定数」につきましては、県内企業への周知や県の広報媒体によるPR、経営者向けのセミナー等で活用を呼び掛けてまいりましたが、初年度ということもあり事業の浸透が進まず、残念ながら交付実績はございませんでした。

次に「成果指標及び成果実績」ですが、山形県労働条件等実態調査における「介護休業制度の県内利用実績」について、平成30年度の実績は現在調査中ですが、傾向としては、平成27年度に5%台だった本県企業の利用実績は、平成29年度には6.5%まで上昇してきていることに加え、昨年度も企業経営者向けのセミナーや従業員向けの企業内研修等の取組みを着実に進めているところであり、順調に推移するものと見込んでおります。

次に「事業所管部局による評価・検証」について御説明いたします。

まず「事業目標の妥当性・達成度」ですが、本事業は、高齢者もその家族も安心して暮らせる社会の実現のため、介護と仕事が両立できる環境づくりを推進するものであることから、「社会のニーズを的確に反映しているか」、「優先度の高い事業となっているか」については評価を「A」としております。

「期待する成果が得られたか」、「成果物は十分に活用されているか」につきましては、「介護休業制度の県内利用実績」は上昇傾向にあることに加え、平成30年度もセミナーや研修等の取組みを着実に進めてきているところですが、一部、補助金の交付実績がなかったことも踏まえ、評価を「B」としております。

次に「事業内容の妥当性」ですが、「活動実績」については、企業内研修実施数の実績が見込みを上回った一方、介護対応代替職員確保支援補助金は交付実績がなかったことから、評価を「B」としております。それ以外の項目につきましては、事業の目的に沿って適切に執行しているところであり、評価を「A」としております。

最後に「今後の課題・改善点等」ですが、課題となっております介護対応代替職員確保支援補助金につきましては、山形労働局やハローワーク山形と事業の内容について意見交換を実施しましたところ、「介護休業の取得状況は全体的に低調であり、制度定着を図るため対象業種を広く設定する」ことや、「ニーズはあるので周知方法を工夫する」ことで、効果的な事業となるのではないかと御助言をいただいたところです。

これらの御意見を踏まえ、今年度は、労務管理を専門とする県社会保険労務士会や山形労働局等の関係団体と連携した周知・啓発に取り組み、補助金の活用につながるニーズを掘り起こし、介護離職ゼロに向けた環境づくりを進めているところです。

#### **(砂田洋志委員長)**

まず、「バリアフリー加速化プロジェクト事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

#### **(中鉢美佳委員)**

ヘルプマークの周知について、是非お願いします。例えば、小中学校の授業の中で取り扱ってもらおうと認知が広がるのではないのでしょうか。

#### **(健康福祉部次長)**

御意見を踏まえて、今年度の周知活動に取り組んでまいります。

**(尾形律子委員)**

県内にヘルプマークを必要とする方は、どれくらいいるのでしょうか。

**(健康福祉部次長)**

ヘルプマークの配付については、2年間で30,000部を見込んでいます。これは、身体障害者手帳を保有する方のうち、「重度」を除く3級から6級に相当する方に相当する分となります。この他にも、妊婦など配慮が必要な方がいます。

**(尾形律子委員)**

目標と実績がかい離しているのです、対象の方が分かっているのであれば、一斉に配付してはいかがでしょうか。

**(健康福祉部次長)**

全国的には、各自治体で無料配付しているヘルプマークを有料で転売するケースが見られるので、必要とされている方への配付としております。

**(尾形律子委員)**

ヘルプマークを必要とする方でも知らない方がいるので、改善していただきたいと思えます。

**(健康福祉部次長)**

なお一層周知に努めていきます。

**(小関健太郎委員)**

ヘルプマークは、配慮を必要とする方が暮らしやすくなるためのものです。一部の転売のおそれのために一斉配付しないことで、多くの方に配付されないこととなるのはおかしいのではないのでしょうか。

**(健康福祉部次長)**

そもそもの目標設定が正しかったのかについても現在検討しており、御意見も踏まえながら周知に取り組んでいきます。

**(小口裕之委員)**

障がいのイメージでヘルプマークを着けづらいというのであれば、ヘルプマークを周知するうえで、障がいを持った方に限定しないで、高齢になって外出の際に少し不安がある方やけがをしていて配慮を必要とする方などにも広げて行った方がよいのではないのでしょうか。

**(健康福祉部次長)**

ヘルプマークの対象について、説明では障がいのある方を例示しましたが、お話をいただいた高齢者など何らかの配慮を必要とする方についても、広く周知してまいります。

**(砂田洋志委員長)**

ヘルプマークの配付の仕方や配付先について、御意見を参考に事業を進めていただきたいと思います。ヘルプマークには、協賛企業があったと聞いているので、そのような企業にもメリットがあるような仕組みにしたらいと思います。

次に、「介護離職ゼロ対策事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

**(山上絵美委員)**

介護休業取得職員の代替職員確保支援の対象となる職種は限定していますか。

介護休業を取得して、その方が3か月間介護に従事した場合、介護認定の関係で職場復帰しにくくなりませんか。

**(長寿社会政策課長)**

対象となる職種は限定していません。また、3か月というのは、介護休業を制度上取得できる期間の合計となります。介護休業を取得した方は、93日の範囲内で介護保険のサービスを活用しながら介護を行ったり、介護認定を受ける手続きを行ったりすることとなります。

**(山上絵美委員)**

私の周りでも介護離職をせざるをえない人が出てきておりますので、こういった制度があるということを周知していただきたいと思います。

**(健康福祉部次長)**

今年度は、商工会議所など関係団体の協力を得ながら、周知の範囲を拡げて周知活動に取り組んでおります。

**(田中達彦委員)**

介護休業取得職員の代替職員確保支援の今年度上期の交付実績はどうなっているのでしょうか。

**(長寿社会政策課長)**

今年度は制度内容を精査して9月から募集を行っており、実績はまだありません。

**(田中達彦委員)**

この事業だけに関することではないのですが、PDCAサイクルは、必ずしも1年単

位で回す必要はなく、民間では半年や3か月でPDCAサイクルを回すこともあります。3か月、6か月経過したときの事業のチェックを必要に応じて行っていただきたいと思ひます。

#### (砂田洋志委員長)

事業を実施するうえで、労働局や社会保険労務士と連携を深めていくことによって、企業のニーズを的確にとらえていただき、今後とも頑張りたいと思ひます。

次に、商工労働部の「人手不足対策推進事業費」、「若者創業応援プロジェクト事業費」及び「県産品を世界へ！若手経営者海外展開推進事業費」について、説明をお願いします。

#### ◇人手不足対策推進事業費について

##### 資料5-1及び5-2に基づき説明

#### (商工労働部次長)

「人手不足対策推進事業」について、御説明いたします。

本事業は、雇用情勢の改善が進み、県内企業の人手不足感が高まる中、県内企業の成長に必要な人材の確保と労働生産性の向上を併せ図ることを目的としています。

事業内容については、推進体制の整備として、①産学官金労言の連携による「オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会」を、昨年9月に設立し、各界の代表者と課題や情報の共有を行い、「やまがた創生宣言」を採択するなど、関係者が一丸となって人材確保と生産性向上に取り組んでいく気運醸成を図りました。また、協議会の下に設置した三つの部会において具体的な活動を展開しました。

次に就業者の確保として、②柔軟な働き方による雇用の促進を図るため、就業率の低い女性や高齢者の就業率向上に向け、多様で柔軟な働き方の導入を促進するための企業向けセミナー及び企業見学会を開催しました。また、これらの取組みをフリーペーパーにも掲載し、柔軟な働き方についての周知啓発を行っております。③大学等進学者の地域産業の理解促進を図るため、県内企業との接点が少なかった県内12の進学校において、高校生に地域の企業等の魅力を伝えるための企業経営者等との交流会を延べ17回実施いたしました。

また、④の業務改善奨励金は、生産性向上のための設備投資などに取り組むことで、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる企業を奨励するもので、全国で初めて創設した制度です。この奨励金は、中小企業及び小規模事業者の別、並びに賃金引上げ対象人数により上限額を定めており、厚生労働省の業務改善助成金における対象経費支出額から助成金額を除いた額に2分の1を乗じた額（7名以上の場合、中小50万円、小規模66.6万円上限）で、30年度は11社に支給いたしました。

労働生産性の向上では、⑤IoT等活用モデルの構築については、中小企業に適したモデルや、生産性向上を実現する先導的な活用モデルとしてふさわしい7企業（公募・審査により）に委託して、モデル的に導入・開発を実施して、効果や費用を検証し、そ

の成果の県内企業への普及を行ったものです。⑥のロボットシステムインテグレータとは、ロボット技術能力のほか、生産技術や営業技術、組織体制など経営マネジメントを含めたロボット導入の提案・導入ができる企業のこと、その専門人材の育成のための研修を山形県産業技術振興機構に業務委託し、入門・専門・応用の3コースにより実施いたしました。

「活動指標」は、オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会の開催回数を、また、「成果指標」は、製造業付加価値額を設定しています。

評価につきましては、「事業目標の妥当性・達成度」のうち、目標水準については、目標としている製造業付加価値額とは、製造品出荷額、いわゆる売上高から、原材料や減価償却額など、いわゆる経費を差し引いた利益であり、労働力人口が減少する中でも、一定の利益を確保・拡大していくことを目指し、指標に設定しており、その目標値は、県産業振興ビジョンや短期アクションプランに定める目標指標と同一の1兆2,500億円（令和2年度）としており、妥当な目標であると考えております。

また、「期待する成果」については、産学官金労言の各界の代表者が課題や情報を共有し、一体となって取り組む体制が整ったのをはじめ、IoT等活用導入モデルの県内企業への普及やロボットシステムインテグレータの人材養成を図るなど、着実に成果が得られたと考えております。

「事業内容の妥当性」のうち、活動実績については、当初、協議会を2回開催する予定のところ、1回のみで開催となりましたが、協議会の下に設置している三つの部会、具体的には商工労働部長を部会長とする「若者定着・人材確保対策部会」「生産性向上部会」の二つの部会と、各総合支庁長を部会長とし、県内4地域ごとの実情に応じた対策を検討する「地域部会」において、延べ29回の検討会議等を行い、関係機関の間での情報の共有や課題解決に向けた連携方策の検討などが着実に行われたことから、「A」評価としています。

「役割分担の妥当性」についても、事業の性格上、県全体に共通する課題を市町村や民間も含めて、オールやまがたで取り組むべきものであり、県がその推進役として実施しているもので、評価は「A」としております。

最後に「今後の課題・改善点等」ですが、個別の事業の中の業務改善奨励金については、国の業務改善助成金の申請を前提としており、この助成金の申請には賃金規程等の整備が必要で、人員やノウハウが十分ではない中小・小規模事業者に対してきめ細かな支援が必要であり、その課題を解決するため、新たに平成31年度から、所得向上促進アドバイザーとして、専門家（社会保険労務士）派遣による指導・アドバイスを実施しているところです。

全体を通しては、本事業の成果指標としている製造業付加価値額の増額に向けては継続的な事業実施が必要であり、社会情勢等取り巻く環境の変化に応じ事業内容等について適宜検討・見直しをしながら、事業を推進してまいります。

#### ◇若者創業応援プロジェクト事業費について

資料6-1及び6-2に基づき説明

### (商工労働部次長)

「若者創業応援プロジェクト事業」について、御説明いたします。

本事業は、創業に関心の高い若者（45歳未満）を掘り起こし、豊かな発想と意欲を持った若者のアイデアをビジネスとして形にすることを目的としています。

事業内容ですが、①「キックオフイベント」については、本事業のスタートを広く周知し、若者同士のつながりを生み出すため、有識者による基調講演や県内若手創業者等によるパネルディスカッション等を行いました。②「若者創業者育成キャンプ」については、本県でのセミナー経験豊富なコンサルティング会社の講師や山形銀行の職員などによる、創業を成功させるための手法、創業計画書の作成方法、融資審査のポイント等を学ぶセミナーを行いました。③「若者創業者育成インターン」については、創業に向けた具体的な構想を持っている方に、先輩創業者の下で事業ノウハウ等を学んでもらうインターン（実地研修）を行いました。

「活動指標」は、キャンプ、インターンの参加者数を、また、「成果目標」は、県の支援による創業件数を設定しました。

評価につきましては、「事業目標の妥当性・達成度」のうち「期待する成果」については、目標の65件に対し、実績は62件とわずかに目標に届きませんでした。キャンプ、インターンには当初見込みの70名に対し、115名の参加があり、そのうち、今回ビジネスプランを作成し、次年度以降の創業を目指す者も出てきていることなどを踏まえ、「A」評価としました。

「事業内容の妥当性」のうち、「活動実績」については、今回の業務の委託先である放送機関の特性を活かし、テレビやラジオなどで効果的なメディア戦略が行え、キックオフイベントには募集定員を上回る157名の参加が得られたことに加え、委託先が有する県内金融機関や商工支援団体等とのネットワークの有効活用により、キャンプ、インターンに115名の参加が得られたことから、十分な活動があったと考え、「A」と評価しています。

次の「役割分担の妥当性」については、若者の創業の全県的な掘り起こしは他団体等では難しいことから、「A」と評価しています。

最後に、「今後の課題・改善点等」については、子どもの早い段階から創業に対する興味を喚起する必要があることから、今年度より中高生を対象とした「起業家マインド醸成プログラム事業」を新たに実施することとしました。また、インターンの受入先に後継者を探している企業を追加し、インターンの受入先の拡大と後継者不足の解決を併せ図るなど、意欲的な若者の掘り起こしや若者の創業に対する支援に一層、力を入れていくこととしております。

### ◇県産品を世界へ！若手経営者海外展開推進事業費について

#### 資料7-1及び7-2に基づき説明

### (商工労働部次長)

「県産品を世界へ！若手経営者海外展開推進事業」について、御説明いたします。

本事業は、県内の意欲ある若手経営者の新たな海外展開について、必要な知識・情報

の習得からプロモーションまで一貫した支援を行い、成功事例を生み出すことにより、輸出に取り組む事業者の底上げと県産品の輸出拡大を図ることを目的としています。

事業内容ですが、①初めての海外プロモーション支援事業については、県内中小企業の若手経営者を対象とした「海外展開実践セミナー」や、「輸出先駆者（前ジェトロ香港事務所長）とのミーティング」を開催した上で、2月に香港で、現地の輸入・販売業者との商談会や現地の販売店に売り込みを行う個別訪問などの“香港プロモーション”を実施しました。なお、このプロモーションへの参加企業に対しては、参加経費への助成（2分の1補助、50万円を上限）を行っております。また、②初めての越境EC（海外消費者向けのインターネット販売）支援事業については、欧米向け、中国向けの「越境EC実践セミナー」を各1回開催したほか、実際、新たに越境ECサイトを立ち上げる場合、その経費や出店に必要な登録費用等への助成（単独事業者は2分の1補助、80万円上限、5社以上の事業者の県産品を取り扱う事業者は3分の2補助、230万円上限）を行いました。

「活動指標」は、海外プロモーション及び越境EC事業への参加企業数を、「成果指標」は、本事業により海外取引を開始した企業数を設定しております。

評価につきましては、「事業目標の妥当性・達成度」のうち、「期待する成果」については、プロモーション事業では、目標3社に対し2社、越境EC事業では、目標5社に対し3社と目標を下回ったものの、プロモーション事業参加の全事業者（9社）が商談を継続していることから「B」評価としました。

「事業内容の妥当性」のうち、「活動実績」については、目標を下回っており、また、周知不足など改善の余地があることから、「C」評価としております。

「役割分担の妥当性」については、海外展開に挑戦する県内企業の掘り起こしと実践を促すことを目的としており、市町村等に委ねることは難しいことから、「A」と評価しています。

最後に「今後の課題・改善点等」については、ジェトロ山形など海外取引の支援機関と連携し、事業に参画した事業者のフォローアップを行っていくこと、さらに多くの事業者が海外取引に新たに挑めるよう、本事業の周知拡大を図っていきたいと考えております。

#### （砂田洋志委員長）

まず、「人手不足対策推進事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

#### （小口裕之委員）

業務改善奨励金について、11件の採択ということですが、予算に対する支出額を教えてください。

#### （商工労働部次長）

当初予算約1,000万円に対して、約200万円の支出です。

**(小口裕之委員)**

業務改善奨励金の周知について、しっかり行っていただきたい。また、申請にあたっての手続きの簡素化をお願いします。是非、賃金の改善につなげてほしいと思います。

**(商工労働部次長)**

業務改善奨励金は、国の業務改善助成金に上乗せで支給するものですが、国の助成金を受けるためには、賃金規定の整備が必要となります。小規模事業者は人員体制やノウハウが不足しており、賃金規定の整備を行うことが難しく、支給を受けにくくなっております。今年度は、この部分を解消するために所得改善アドバイザーを配置し、小規模事業者の賃金規定の整備等をきめ細かに支援しております。

**(樋口恵佳委員)**

平成30年度の製造業付加価値額が未発表とのことですが、発表されるのはいつでしょうか。

**(商工労働部次長)**

現在発表されているものは、平成29年度の速報値であり、平成30年度の数値は来年発表されます。

**(樋口恵佳委員)**

この事業については、成果実績の検証のもととなる数値はまだありませんが、活動実績で成果を判断しているということでしょうか。

**(商工労働部次長)**

はい。

**(砂田洋志委員長)**

進学校の高校生に県内企業の情報を周知することはとても重要です。進学で県外に出ても山形県に戻る可能性が高まるので、継続して取り組んでほしいと思います。

次に、「若者創業応援プロジェクト事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

**(田中達彦委員)**

この若者創業と次の海外展開の事業は、平成30年度からの事業ですか。令和元年度も行っていますか。

**(商工労働部次長)**

平成 30 年度新規事業であり、令和元年度も継続しております。

**(田中達彦委員)**

何年間の事業と想定していますか。P D C Aについては、短いスパンで P D C Aを回す事業、長いスパンで回す事業といろいろあります。これを必ずしも年度単位で回す必要はありません。内容に応じて、P D C Aを回す期間を判断する必要があります。

**(商工労働部次長)**

事業期間の目安としては、3年と考えております。この若者創業と次の海外展開の事業は、比較的に成果が見えやすいので、早め早めに事業のフォローアップを行っていきます。

**(山上絵美委員)**

キャンプ、インターン参加者数が目標を上回ったのは、若者に影響のあるメディアを活用したということですが、どこに事業を委託したのですか。

**(商工労働部次長)**

この事業の委託先は山形放送株式会社であり、テレビ・ラジオを通じて幅広く周知したことが奏功したものです。

**(小関健太郎委員)**

キャンプ、インターン参加者 115 名に対して、実際に創業したのは何人ですか。

**(商工労働部次長)**

115 名のうち 3 名が実際に創業に至っております。創業してから経営的に困難な時期を乗り越える必要がありますが、地元の商工会・商工会議所の経営指導員や金融機関の支援の活用も見込まれるので、このような関係機関と情報共有を行うなど連携してフォローアップしてまいります。

**(砂田洋志委員長)**

若者の創業支援は重要であり、関係機関と連携した創業者のフォローも重要です。継続して取り組んでください。

次に、「県産品を世界へ！若手経営者海外展開推進事業費」について御意見、御質問あれば御発言をお願いします。

**(小関健太郎委員)**

この事業だけでなく、全体に関わることですが、評価を正しくすることは重要です。評価「C」を付けるべきときは、臆せず「C」を付けて、その反省を受けて次のアクション

ョンを検討した方が、正しく前進できると考えます。

**(商工労働部次長)**

自ら設定した目標に達していないのは反省するべき点があります。

この事業は、若手経営者にとってはハードルが高い事業ですが、国内市場の拡大があまり見込めない中で、広い世界を相手に県内企業も挑戦してほしいという思いがあります。県産品の輸出拡大も重要と考えており、県内企業、特に小規模事業者が海外展開に取り組むのはなかなか難しい面がありますが、事業を知ってもらい、事業を通じて海外展開につなげていきたいと考えております。

**(砂田洋志委員長)**

これまでの事業と違って、海外ということで躊躇しがちですが、攻めの姿勢で臨まなければならない事業であると思うので、継続して支援していただきたいと思っております。

**(商工労働部次長)**

参加した若手経営者からは、海外に実際に行ってみないと分からないことが多くあり、今後の経営に活かしていきたいという意見をいただいております。

**(小関健太郎委員)**

海外プロモーションに参加したのは、どのような業種の方だったのでしょうか。

**(商工労働部次長)**

食品製造業と日用雑貨品製造業の方が多くなっております。

**(小関健太郎委員)**

モノと自分が行っているようなモノでないもの(サービス)のコラボレーションで海外にプロモーションを行う機会があれば、周知していただきたい。

**(商工労働部次長)**

事業の中で、経営者の交流会のようなものも含まれておりますので、そのような場にいろんな方から参加していただき交流してもらいたいと考えております。

**(田中達彦委員)**

海外展開のエリアや経営者の業態等(消費者向けなのか企業向けなのか等)は限定しているのでしょうか。

**(商工労働部次長)**

この事業は県産品の輸出拡大を目標としており、サービス業より製造業を主に対象としています。また、主に消費者向けの企業を対象としています。

(砂田洋志委員長)

海外展開ということで、一步一步着実に進めてほしいと思います。いろいろな御意見を参考にして、今後とも続けていただきたいと思います。

最後に、観光文化スポーツ部の「新潟・庄内DC誘客推進事業費」について、説明をお願いいたします。

#### ◇新潟・庄内DC誘客推進事業費について

資料8-1及び8-2に基づき説明

(観光文化スポーツ部次長)

「新潟・庄内DC誘客推進事業」について、御説明いたします。

主な事業の概要ですが、『「新潟県・庄内エリアDC推進協議会」等負担金』は、10月1日から開催される「新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーン」を契機とした国内外からの誘客促進や地域の活性化を図るため、DC本番の前年にあたるプレDCの負担金として、新潟県・庄内エリアDC推進協議会に1,640万円を支出したものです。

また、「二次交通整備事業」では、庄内と内陸を結ぶ観光バスや主要駅からのタクシープランへの運行支援を行っております。今回のDCでは、「日本海美食旅（ガストロノミー）」をキャッチフレーズに、両エリアに共通する「食」や「酒」等の魅力を歴史・文化、暮らし、風土といった背景とともに地域のストーリーとして伝える取組みを展開しております。また、DCの効果を県内全域に波及させるため、庄内地域をはじめ県内全域での宣伝広報や受入態勢整備事業を実施し、広域での周遊促進に取り組みました。

次に「おもてなし検定事業」についてですが、県内のタクシードライバーを対象に、おもてなしの心を持って、観光案内を行うための十分な知識と質の高い接客で来訪者を案内できる人材の育成を目的とした検定制度を創設するものです。平成30年度は今年度からの検定実施に向け、観光客のニーズ調査やタクシー事業者等に対するヒアリング、制度構築のための検討ワーキング、教本の作成などを行いました。

次に「内部評価内容」を説明します。

「事業目標の妥当性・達成度」については、おおむね「A」と評価しており、官民一体となった地域資源の発掘・磨き上げを行い、DC本番に向け、受入態勢整備が図られたものと考えます。「期待する成果が得られたか」については、「B」と評価しました。これは成果指標の平均宿泊数1.32泊数が全国平均に届かなかったためですが、昨年度より数値が上がり、全国平均値1.33泊数に対し、達成度99.2%となっております。活動指標の観光者数の実績については、現在「集計中」であります。10月に「山形県観光者数調査」の結果が公表される予定で、目標をおおむね達成する見込みとなっております。

「事業内容の妥当性」については、「A」と評価しました。対象事業の選定にあたっては、企画提案方式により有識者を含めた審査会を実施し、見積書を含めた申請書・提

案書を精査したうえで、受託業者を選定しました。また、事業の実施にあたっては、県内関係者や市町村、JR東日本と連携して取り組むことで、成果を上げることができたと考えております。

「役割分担の妥当性」については、現在、県、市町村、民間団体で構成する推進組織において官民一体となった事業を実施しているところです。

「今後の課題・改善点等」については、DCの客効果を県内全域に波及させるため、二次交通や受入態勢の継続的な整備が必要と考え、引き続き、広域での周遊促進につながる取組みへの支援などを実施しております。

#### （砂田洋志委員長）

ただいまの説明について、御意見や御質問があれば、御発言をお願いします。

#### （中鉢美佳委員）

「新潟県・庄内エリア デスティネーション キャンペーン」という名称には、「山形」が入っておらず、知らない人がみると新潟県に庄内エリアがあるように思えてしまいます。庄内も山形県であることをはっきりさせた方がよいと思います。

#### （観光文化スポーツ部次長）

名称が「新潟県・庄内エリア」となっていることについては、JR東日本の全国キャンペーンの位置付けの中で、JR全社の経営戦略によりそのような名称となりました。県においても、山形全域にDCの効果を波及させるために「山形」を入れることを主張しましたが、かないませんでした。そのかわりとして、JRのポスターの1枚を吉永小百合さんが出羽三山の精進料理を食べているものにしていただくとともに、併せてCMも作成いただき山形をPRしております。また、県独自で、庄内だけでなく県全体の観光ガイドブックを作成し、庄内だけでなく山形全域をPRしております。

#### （小関健太郎委員）

観光客の動向に関して、いろいろな評価の仕方があると思いますが、この事業の成果指標として平均宿泊数は有効な指標なのでしょうか。また、活動指標の観光者数の集計の正確性はどうか。

#### （観光文化スポーツ部次長）

日帰り観光客、宿泊を伴う観光客の両方を集計していますが、経済波及効果を考えた場合に両者の効果は格段に違いがあります。どれだけ観光客に来ていただいたかだけではなく、いかに宿泊を伴う観光客に来県していただき、県内をまわっていただけるかということに重きをおいており、平均宿泊数を指標としております。

観光者数の集計の精度については、主な観光地の観光者数は全て集計の中に入っております。また、主な観光地についても様々な状況を勘案して適宜入れ替えを行うなど、より精度の高い統計となるように努めてまいります。

**(田中達彦委員)**

事業費約 8,500 万円のうち約 1,700 万円が庄内のために使われており、残りが山形県全体のために使われていると考えてよろしいですか。

**(観光文化スポーツ部次長)**

おおむねそのように考えてよろしいかと考えます。二次交通は、庄内に来た方を内陸に、内陸に来た方を庄内に誘導するもので、どちらにも波及効果があります。

**(田中達彦委員)**

事業のネーミングが事業の実態を表していないように思います。また、成果指標等も庄内と全県に関係するものを分けた方が良いと思います。

**(観光文化スポーツ部次長)**

あくまで、「新潟県・庄内エリア デスティネーション キャンペーン」における庄内に来ていただいた観光客をいかに内陸に誘導するかという重要な観点があり、このような事業名としております。

**(田中達彦委員)**

名称は「新潟・庄内」だが、事業対象は庄内、新潟と山形県全域ということなのででしょうか。

**(観光文化スポーツ部次長)**

はい。事業構築において、庄内地域の交流人口の拡大に向けた取組みと DC を契機に誘客効果を県全域に波及させる取組みの二段構えとしています。起点は庄内だが県全域を対象とした一連の事業であり、指標としては、全県の観光者数や平均宿泊数としております。

**(樋口恵佳委員)**

「支出先の選定は妥当か」、「より効果的あるいは低コストで実施できているか」について、予算に対して実績がどうだったのかは、この資料からは分からないと思います。例えば、山のイメージキャラクター制作 200 万円に対して、山岳観光への支援事業は 50 万円であり、どう評価すべきかよく分かりません。

また、この事業に限らず全体に関わることですが、予算額・決算額の項目に挙げられている事業と活動指標や成果指標とどう因果関係があるのか不明のものもあります。

**(観光文化スポーツ部次長)**

山岳観光への支援事業 50 万円は、「鳥海山 SEA TO SUMMIT」の実行委員会への負担金であり全て県が負担するものではありません。一方で、山のイメージキャラクター制作

200万円は、山形県観光イメージキャラクターの「きてけろくん」のイベントへの出動が多くなっており、より効果的なPRを行うために新たにバルーンタイプの着ぐるみを県直営で作成したものであります。

指標については、活動指標が観光者数、成果指標が平均宿泊数としていますが、「おもてなし観光計画」に位置付けられているものであります。今年度、観光計画を策定する年にあたっているのもので、どのような指標がよいのか議論してまいります。

**(樋口恵佳委員)**

観光計画に位置付けられた目標というのも大事ですが、それぞれの事業を評価しやすい指標とするべきだと考えます。

**(砂田洋志委員長)**

委員からのいろいろな意見を今後の事業の参考にさせていただきたいと思います。次に議事(3)の「その他」になりますが、皆様から何かありますか。

**(小関健太郎委員)**

事務事業の評価を行っており、この結果を次の目標設定にどう反映させるのでしょうか。今の時期に行って、間に合うのでしょうか。

**(行政改革課長)**

事務事業評価を12月上旬に開催予定の第3回会議で終結し、皆様からの評価を令和2年度当初予算編成に反映させることとしております。

**(小関健太郎委員)**

事業評価における目標設定が曖昧過ぎると思いました。本当に評価が「A」で良いのか判断が難しいものもありました。分かりやすい目標設定に努めていただきたいと思います。

**(行政改革課長)**

皆様の御意見を直接担当次長が聞いておりますので、分かりやすい目標設定となるようにしてまいります。

**(砂田洋志委員長)**

その他、事務局から何かございますか。

**(行政改革課長)**

参考資料「内部統制について」を御覧ください。

「内部統制」については、平成29年6月の地方自治法の改正により、地方公共団体の事務執行の適正化を図るため、監査制度の充実強化とともに令和2年度から都道府県及

び指定都市への制度導入が義務化されました。

このため、導入へ向け8月から試行しておりますので報告申し上げます。

この制度は、組織としての適正な業務執行を確保するため、適正な事務の阻害要因をリスクとして、識別、評価し、発生頻度や影響度を低減するための対応策を講じ、PDCAサイクルを回しながら持続的に運用される体制を構築していくものです。

Plan（計画）段階では、取組みの方向性を示した「内部統制に関する方針」を知事が策定・公表することとされています。この基本方針には、基本的な考え方、目的、対象事務を定めることが必要とされており、今後検討を進め来年3月に公表することとしております。

対象事務については、「財務に関する事務」が必須とされていることから、これを中心に業務執行の際に発生可能性が高く、影響度の大きいリスクについて、対応策（チェックリスト）を整備してまいります。

その際には、整備・運用に関する費用対効果を踏まえ、基本的に既に実施しているリスク対応策等について有効性を判断し、まずは重要性の高いリスクに優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、推進体制として、知事を本部長とする「内部統制推進本部会議」を7月末に設置しております。

Do（実行）段階では、業務に組み込まれたリスク対応策を全ての職員が実行するとともに、新たなリスクについては、随時、内容を評価し、必要に応じて対応策を取りまとめることとなります。

Check（評価）段階では、各部局が自己評価を行い、その結果を基に知事部局全体としての「内部統制評価報告書」を作成します。この報告書は、監査委員に審査していただき、その結果とともに議会へ報告し、公表することとなります。

Action（改善）段階では、審査の結果等を踏まえ、基本方針やリスク対応策の見直しなどを行い、次年度における内部統制の取組みに反映させていくこととなります。

導入に向けたスケジュールとしましては、「3」に記載のとおりであり、円滑な本格施行へ遺漏なく準備を進めてまいります。

#### （砂田洋志委員長）

他に皆様から何かございますか。何もないようですので、以上で本日の議事を終了します。議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

#### （事務局）

皆様ありがとうございました。ここで、佐々木行政改革課長よりお礼の言葉を申し上げます。

#### （行政改革課長）

本日は、前回に引き続き「事務事業評価」を中心に貴重な御意見をいただきありがとうございました。特にPDCAサイクルや評価の行い方について、御指摘をいただきま

した。御意見を踏まえて、今後のより良い事業展開や、来年度当初予算の編成につなげていきたいと考えております。次回の委員会では、「事務事業評価」については最終回となり、残った六つの事業について御意見をいただくほか、平成 28、29 年度に実施した「公社等の総点検」の点検結果に基づく取組状況についての報告もさせていただく予定です。今後とも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

**(事務局)**

以上をもちまして、本日の委員会を終了します。長時間にわたり大変ありがとうございました。